

衆議院 第二十四回国会

科学技術振興対策特別委員会議録第六号

昭和三十一年二月二十三日(木曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事小笠 公韶君 理事椎名悦三郎君

理事長谷川四郎君 理事前田正男君

理事南 好雄君 理事岡 良一君

理事 志村 茂治君

赤澤 正道君 小平 久雄君

山口好一君

岡本 隆一君
田中 武夫君

堂森 芳夫君

出席國務大臣

國務大臣 正木 松太郎君

出席政府委員

法制局第二部長（初） 野木 新一君

總理府事務官

内閣総理大臣 賀屋 正雄君

官房審議室長)

佐々木義武君

總理府事務官

科学技術行政協 鈴江 康平君

議事事務局（長）

文部事務官 (大学学術局長)	稲田 清助君
經濟企画政務次官	瀧藤 憲三君

委員外の出席者

訪 鞫 寧 課 長

科学技術庁設置法案を議題としたし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから、これを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 科学技術庁の設置につきましては、長い問題案であります。たことが、ここに具体的に現われましただことについて、われわれも非常に喜んでいゝわけですが、われわれの間で、この科学技術に關しまする統

は省にしないでならぬとわれわれは考えております。ただ御指摘のごとく、今度のは、はなはだ不十分でありまして、見方によつては、後退々々と言われますが、そんなことはないの
で、十分でないことはわれわれも認め
ますけれども、今後はどうしても、
もっと統合をやりまして、結局は、省
にまで持っていきたいという考えでは
おります。

し上げます。ただいまの御指摘のように、今回提案せられました科学技術庁設置法案は、一面、科学技術の企画、立案、推進ということと、それから新しくこれから発展すべき航空技術研究所、あるいは金属材料研究所、その他将来御審議によりまして生まれるであろうところの原子力研究所、その他の機関をもちまして、やや不徹底な実施面をも兼ねておるのであります。し

御審議を願つて決定したい、さうに考えております。つけ加えて申し上げますが、政府の考え方としては、今日までの科学技術の日本のあり方というものは、ある一面から考えますと、何ら総合統一した形に置かれてなかつた。それでまず第一段階として、この総合統一という点から、その実体を究明して、将来の実施面も拡大していきたい、かように考えておる

100

と、これは行政組織という立場から考えますれば、あまりに総合的なものというきらいもありましようが、私は今の経済企画庁と今度の科学技術庁との関係、あるいは経済企画庁と科学技術庁といったようなものを、むしろ一体的な存在にしていこうという方が、より科学技術の振興になると思います。しかも、先ほどから申しますような制限という条件を伴った振興という意味から言くと、その方がよろしいのじゃないかという気がいたすのであります。たとえ、われわれが問題にいたしております経済自立五カ年計画というようなものもありますが、今提示されておりますものは、その科学技術の今後の進歩とか、そういうものの裏づけは、おそらくはいいのじゃないかと私は考えておるのです。従って、今後我が国の最大の課題である経済の自立ということを考えるにしても、その計画については、どこまでもやはり科学技術の裏づけのある計画でなければ、おそらく意味のないものになってしまうのじゃないかと思うのです。そういう点から見ると、もちろん科学技術独自の組織というものも必要であるが、一面からすると、経済の企画というものと一体的な科学技術の振興、また従ってその両者を総合的に扱う役所というふうなものも必要じゃないかという気も私はするのです。そういう点についての御所見を、この際承わっておきたい。

○齋藤(憲)政府委員 科学技術を経済企画と並行して考える必要があるのではないかというお説に對しましては、全く同感であります。私も経済企画庁におりまして、経済企画庁から出て参りました経済五カ年計画の案を検討した一員でございますが、全くお説の通り、経済の振興に對する科学技術の裏づけは薄いと考へておるものであります。世界各國のいろいろな施策を見ましても、ほとんど全部科学技術の裏づけがあつて、実行可能な状態になつておるのでございます。そういう点から考へますと、日本の経済計画というものは、科学技術の裏づけが、世界各國よりは薄い。そこに私は経済計画の脆弱点があるのじゃないかというふうに考へておるのであります。従いまして、もしも大きな行政機構でもできまして、今お話のありましたように、一方では経済計画を立てる、一方では科学技術の裏づけを担当するということが私はいいのではないかと思うのであります。と申しますのは、経済計画と科学技術というものは、ちょうど車の両輪のようなものであつて、すべて経済計画を立てる前提として、それは日本でのくらしい実行可能であるかという裏づけがあつてこそ初めて実施ができるのであつて、それは全く両々相並行して、日本の経済の推進の全きを期し得られるのだ、こう思うのであります。ただ今日の行政改革の途上におきまして、大きな省を一つ設けて、一方では経済企画をやり、一方では科学技術をやるということも一つの考え方であると思うのでございませうけれども、前国会で、科学技術庁設置ということとは政府で約束をいたしたことでございませうし、この際、科学技術庁を設置いたしまして、十分科学技術の総合統一を日本の経済計画に見合つた線において推進して参りまして、この間、緊密な関係の上で、科学技術庁が、直

接経済計画とマツチして、日本の進展に寄与するようにいたしたい、さうに現在では考へておる次第であります。○小平(久)委員 その点は、大体の構想としては同じ方向にあることを承知いたしました。が、もちろん一挙にそういう一大役所を作るというわけに参らぬであらうから、今後運営の面において、特にその点は注意を願つて、同じ経済の計画を作るのにも、科学技術のほんとうに裏打ちのある、より正確味のある計画を作らせる。また逆にいへば、科学技術そのものも、経済の状態からかけ離れた進歩はおそらくできないと思ひますので、そういう点に關しても、企画庁と今度できる科学技術庁との両々相まつての協調によつた施策というものについて、十分御留意を願ひたいと思ひます。それから、先ほどお話もありましたが、今度の科学技術庁が、科学技術の行政について総合的な調整を行うということも一つの大きなねらいだと思ひますが、どうもこの法案の内容を見ますと、これは後に触れたいと思ひますが、たとえば予算の關係等においても、きわめてあいまいなことになつておる。この程度の内容で、果してねらいとしておる科学技術行政の統一的な施策というものが行ひ得る自信があるのかどうか、私は實は相當疑問を持つのです。ただ法案によりますと、「経費の見積りの方針の調整を行う」という文句がうたわれておりますが、この程度のことでは、一体わざわざこの科学技術庁を設置する本来の使命を達し得る自信があるのかどうか、大いに

私は疑問に思つておるのです。その辺の確信について、お漏らしを願ひたいと思ひます。○齋藤(憲)政府委員 御指摘の点につきましては、これは非常な困難性があるかと私も思ふのです。しかし、何にいたしましても、まだ日本全般の科学技術の体制というものは、各省に分属いたしておりまして、その実態がよくわからないのでございませう。従いまして、科学技術庁というもののねらいをいたしますところは、日本の科学技術の総合統一をはかつて、適切な科学行政を行なつて、日本の経済に寄与するということにございまして、これに近づきますには、一体どうしたら一番いいかということが、この科学技術庁設置法案作成のときに、大いに議論がかわされたのであります。それで、まず原子力局は、閣議でも決定いたしました。原子力に關するところは、予算は、總括してつづかえをやる。ただし、その他の科学技術は各省に分属しておるから、まず予算の調整見積りという点において、第一段階としては中央、地方の実験所及び研究所ないしは民間の科学技術に關するところの実態を調査して、その調査した結果によつて、關係官庁に對して報告を求めたり勸告をしたり、または總理大臣に對して、閣議決定の線に基き指示権を与えて、これを一ぺんはつきりした形に置いてから、さらに科学技術のあり方というものを對して前進をする方がいいのではないかとしよううな考へで、今日の段階におきましては、予算の見積り調整という線から、各省間に分属をしております試験研究あるいは試験所のあり方、民間の研究

のあり方、あるいは参考的にも重点として考へなければならぬ各大学における付置機關の基礎研究の価値、こういうものもよく調べて、將來の方向をきめていきたい、こういうふうな考へておるのであります。従いまして、今、御指摘になりましたように、科学技術の何々を重点的に取り上げて、どういふふうな方針によつてやっていくかということは今後の問題でありまして、まだその段階には至つておらぬのであります。○小平(久)委員 これは、私見であります。先ほどちょっとお話がありましたが、今後、省的な組織を作つて、だんだん付置の研究所なども吸収していく、こういうことでは、在來の他省にある試験場、研究所というものは、ばらばらであるがために、いろいろ弊害があることも事実だと思ひます。しかし、一面からすれば、やはり存在すること自体それぞれの理由があつて、すでに設置を見ておるわけでありまして、要は、これらの試験場、研究所というものが、個々ばらばらで、その間に何らの調節もなくやつておる。そこに國費の浪費もある。これが一番一般に指摘されておるところだと思ひます。その弊害を除去すればよろしいのじゃないか。しかも、そこに今度科学技術庁なるものができて、統一的な國の指導力が及ぶということになればよろしい。その目的を達するだけから考へますならば、ひとりこの原子力の關係ばかりでなくして、その他の科学技術一般についても、少くとも各省にまたがっておるものも試験場、研究所の予算については、最小限、新たな組織においてこれを握っていく。その

ことによつて調整はできましよう。ど
の試験場をどこにくつつけるかといふ
ようなことは、むしろ第二義的なもの
になるのではないかと。ほんとうに、科
学技術庁が予算的に実権を握つていく
ことによつて、形式的にそれをその試
験場なり研究所なりが、通産省にあろ
うが運輸省にあろうかどこにあろ
うか、そういうことは、それほど問題
じゃなくなるのではないかと。今度のこ
の法案の内容は、はなはだ不徹底であ
る。何かわれわれが一言願つておこ
と、あるいは国民一般からも最も強く
指摘されておる点、その点について一
歩前進と言いたい、一歩までは行か
ぬで、半歩ぐらいのところにとどま
たのじゃないかという気がするのだ
ります。その点は、今後さらに御検討
を願ふことにしたいと思ひます。
そこで、不十分ながら、このよな役
所ができるわけでありますが、今後の
考え方として、あるいは抱負として、
日本の科学技術のいろいろの分野にお
いて、さしあたりどういった方面に重
点を置いて施策を進めていかれよう
としておるか、齋藤政務次官は特に知
識が該博ですから、そういう点につ
いて、この際お示しを願つておきたい
と思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 私、そういう
方面に対しては全然しろうとでござ
いまして、あまり知識もないのでご
ざいます。科学技術庁ができて、
科学技術庁の実務の仕事として重点
に方向づけられるものは、やはり世界
の近代科学技術と目されるものではな
かるうかと思ひます。その中心とな
りますものは、あくまでも、原

子力平和利用であると思ひのであり
ます。その他近代的な問題といたしま
すならば、これは、日本として直面し
ておられます基礎産業としての鋼鐵に
対する技術、あるいは石油利用の方
面、石油化学の方面、化学繊維の方
面、科学技術庁に付置せられておる航
空に關するもの、金属材料研究所、特
に新しく金属材料研究所として付置せ
られる機関におきましては、日本の科
学技術の面において最も弱体とせられ
ておる金属並びにこれに類似するもの
の品質の調整というやうなことも、も
う一つは、これはいろいろ食糧にも關係
がございしますが、発酵に關する研究、
もつと進んで参りますならば、発酵の
研究から生じますいろいろな製造工
業、並べますとたくさんあると思ひ
であります。ただ特に考えなければな
らぬことは、先ほども御指摘になりま
した日本の経済力の伸長という点にか
んがみまして、どうせ日本には原料資
材の不足な国でありますので、これを
どうしても海外から輸入をしなければ
なりません。輸出を伸張する前提とし
て、多くの輸入をしなければならぬ。
でありますから、日本の経済力伸張の
基本も、外国貿易の伸張というところ
に大きなウェイトがかかつております
ので、科学技術庁といたしましても、
経済五カ年計画の建前から、どうい
うものを作り上げていくことが、日本の
外国貿易を伸張せしめる原動力にな
るかというやうなところに特に重点を置
いて、行政をやらなければならぬ、
かように考えております。

○小平(久)委員 今お示しのやうに、
この科学技術の分野は非常に広範にわ
たっている。もちろん、どれもこれも

必要なものに違ひないのですが、ただ
必要だからといって、漫然と手を広げ
るというのではどうかと私は考へる。そ
の間に、今、最後にお話があつたやう
に、必要な中においても、わが国の現
状として、一体何を目標に最も重点を
置いていくか、こういうやうな一つの
中心目標というか、最高目標といふ
か、なるべくそういうものによつて統
一した行政をやつていただきたい、こ
ういふことを申し上げておきたいと思
ひます。

必要なものに違ひないのですが、ただ
必要だからといって、漫然と手を広げ
るというのではどうかと私は考へる。そ
の間に、今、最後にお話があつたやう
に、必要な中においても、わが国の現
状として、一体何を目標に最も重点を
置いていくか、こういうやうな一つの
中心目標というか、最高目標といふ
か、なるべくそういうものによつて統
一した行政をやつていただきたい、こ
ういふことを申し上げておきたいと思
ひます。

さて、方向を変えて、先般同僚
委員からも御質疑があつたやうであり
ますが、科学技術の振興にとりまして
一番必要なのは、何としても科学技術
者、この養成の問題だらうと思ひま
す。原子力委員会の關係あるいは今度
できる原子力局ですか、この關係で
は、養成のこともタッチしておるよ
うですが、一般科学技術の面では、今
度の法案を見まして、別段技術者の
養成という面には何ら触れておらぬよ
うであります。これはもちろん文部省
の教育計画とも関連があることと思
ひますが、これほど大きく科学技術の問
題を国全体として取り上げていく以上
は、今までの文部省のやり方だけに今
後まかしておくのはどうかという気
が、私はいたすのであります。どうし
ても、科学者、技術者の養成というも
のを、もっと積極的に、しかも、計画的
にやる必要があると思ひます。こういふ
面について、科学技術庁としては何か
考へがあるかどうか、これを一つ大臣
から承わつておきたいと思ひます。

日本では法科万能でした。科学技術者
というものは非常に尊重されなかつ
た。従つて、たとへば学校を出ても、法
科を出た者は案外出世が早く、科学
技術を出た者は出世が早く、という傾
向があつたのです。これではどうして
いけない。これからは科学技術の時
代になったのだから、それを尊重し
て、科学技術をやつた者の待遇の点、
出世という点と語弊がありますが、昇進
の道においても、法科の者にも決して
負けぬやうなことにしなくちゃいか
ぬ。私が今度省にしくちやならぬ
と言ひたいのは、そこねらいがある。問
題は、科学技術者の養成である。日本
経済の振興、日本経済の発展は、どう
しても科学技術にたよらなければなら
ないというところは、みな承知してお
る事実である。従つて、科学技術者の昇
進の道がおそいのですが、この点につ
いては、われわれの最も深く考へてお
るところであります。そうして学校の
教育は、お話の通り、文部省である
が、文部省だけでなく、こちらからも
やはり意見を述べる必要がある。そう
して、国民に、もう少し広く科学技術
の研究をさして、科学技術の学生、研
究者をふやすことにしなくちゃなら
ぬ、こう思つております。

○野木政府委員 科学技術庁長官の権
限といたしまして、法案第十一條第三
項にございしますが、この場合におき
まして、科学技術一般の振興及び資源
の総合的利用をはかるため特に必要が
あるとき、そういうふうな科学技術長
官が認めになりましたならば、文部
省であらうと、その他の省庁であら
うと、その長官に対して勧告することは
できるわけであります。もし科学技術
者が海外に出るというやうなことが重
要である場合には、もちろんこの三項
によつて勧告できるものと思ひます。

○小平(久)委員 それは少し違ひ。私
は海外に出ることを勧告を言ひたい
ではない。文部省の今までやつておる教育
方針は、ことに先ほど大臣からもお話
があつた通り、科学技術の關係におけ
る学生の収容定員というものが、今ま
では非常に少い。これが外国とは違
なつておるというやうな実情なん
です。そういう点を是正していくのでな
ければ、ほんとうに、いうところの科
学技術の振興はできない。従つて、今
後、科学技術面の学生もふやしてい
く、そういう面では、科学技術庁の長官
は、この法律に基いて、文部大臣に対
しても、さういふ勧告ができるのかと言
うので、ただ海外に行くのをどうい
うと、そんなことを私は聞いておるの
ではない。

○野木政府委員 他のことと間違
えて、質問をよく了解しませんが、失礼
いたしました。

御質問の点は、結局第三條におき
まして、大学における研究となつてお
りますので、そこに関連して、多少問題
が生じてくる点があるというところを御
念頭に置かれての御質問かと存じま

す。これが、大学でなくて、小、中学校という方の学生を少しふやす方がいいじゃないかという点ならば、これは全く問題はないと存じます。大学の学生をふやした方がいいかということになりますと、大学の研究にかかわるといふ点に関連して多少問題になってきますが、一般に、学校における学生をふやした方がよいだろうという趣旨において、一般的に取り扱う限りにおいては、別に差しつかえないと思います。

○小平久(委員) 今、御答弁のありましたように、第三条の規定というものは、もちろん研究の内容とか、それに關してのことだろうと思います。お話の通りですが、従つて長官の権限を規定した勧告権、それからいへば、当然積極的にそのくらしいの「ことをやる、またそれくらしいのことがやれないれば、この役所を作つても、ほんとうに表面に現われた目先のことだけをやつておるといふことに終るのではなからうか、こう思ふのです。これは一つおしる大臣に、大学の定員などについても、自分は勧告の権限を持つのだというくらい確信のある答弁をこの際得ておきたいと思うのですが、いかがですか。

○正力國務大臣 御趣意のこととはよく

わかつておりますが、大学の研究に対しては、大学の自治にまかしてあります。しかし、御趣意の通りしなければならぬという点は、そうしなければ、科学技術の振興ははかれません。ですから、政府委員から、大学以外のことは当然でできると申し上げましたが、結局そういうことに持っていかなければならぬかと思っております。ただ、法文の少し足りない点は、まことに残念に思っています。

○小平(久)委員 それでは、一つ大臣にしっかりやっていただくことにいたしまして、先に進みます。

防衛庁のことはわれわれもよく知らぬのですが、一体防衛庁で技術等の研究というのは今どんな機構で、またどんな方面のことをやっておるのですか。概略を一つ、簡潔でよろしゅうございますから、御説明をお願いします。

○竹田説明員 防衛庁には、付置機関

といたしまして、技術研究所が設けられている。防衛庁におきます技術研究所は、他の省におきます技術研究所の性格と若干異なっております点がございします。それは、一般に技術研究をいたします際に、他の政府機関におきましては、主として基礎的な研究をされるものになっていいると思いますが、防衛庁の研究は、これを装備品に適用する際に、研究の面におきましては、応用研究の面に主眼が置かれておるわけでございします。そういたしまして、防衛庁におきましては、御承知のように、航空機でありますとか、艦艇その他の諸兵器、諸通信機種類を大量に調達しております。その装備品の技術水準は、防衛力の基礎をなすものでございます。

ので、その装備品につきまして、新しい性能の高いものを調達、整備する必要がございます。その装備品に採用いたします場合には、当初試作をいたすわけでございます。試作をいたしましたものが、技術試験と実用試験を受けまして、正式装備に採用して差しつかえないということになりますと、これが大量に発注されるという段階になりますので、防衛庁の技術研究所のおもなる仕事は、試作の段階にあると申して差しつかえないと存じます。そういうような関係に相なっておりますので、研究所とは申しまでも、他と違いまして、試作の面、あるいはその重要装備につきましては、その性能検査という点に相当な力を注いでおる。こういう実情に相なっております。

○小平(久)委員 大体わかりました
が、防衛庁における研究所には、昔、
軍でやったように、秘密的な研究など

が、この点はどうでしょうか。

○竹田説明員　現在、防衛上の秘密は、相互防衛援助協定に基きまして、米側から秘密区分の連絡を受けたものは、研究所でありますといふのは実際は、装備して使用いたします場合とを問わず、これは秘密に相なっております。従いまして、研究所におきまして、その防衛秘密区分の指定を受けましたものを取り扱う場合は、秘密ということに相なっております。さらにこれを発展いたします場合には、秘密区分の指定を受けましたものの発展をさせるという限度におきましては、やはり秘密の指定を受けておる次第でございます。

○小平(久)委員　それから、先般新聞

○小平(久)委員　それから　先般新聞

記事で見たのですが、これは防衛庁直
接の依頼ではなかったようですが、三
菱が何かで、東大に潜水艦とか潜水船
だから知らぬが、その試験を依頼した
ところが、軍事目的だからと言って、
ちよつとした物議をかもしたような新
聞記事が見えました。大体、防衛庁か
ら大学付置機関などにそういう試験研
究を頼むようなことを実際やっておら
れるのかどうか、これを承わっておき
たい。

それと、ちやうど文部省からお見えになったようですから、あわせて承わりますが、今言う通り、先般新聞にちよつと見えましたように、大体、大学の付置機關に防衛庁直接があるいは防衛庁の發注に基いて民間会社がするのかわらぬが、いろいろ研究などを頼む、そうすると、時節柄すぐ軍事目的につながるがあるからどうだ、こうだといった問題が、現に起きたようであ

きるのではないか。こういうことは、果して軍事目的であるのかないのか、そういう研究をすることがよいのか悪いのかというのは、一体どこがきめるのですか、それについては、文部省はなるだけタッチしない、大学の研究は自由だからといって、大学のどういう機関が知らぬが、すべてそこにおまかせするということをやっておるのか、また今後もおやりになるのか、こういう点を承わっておきたい。

○竹田説明員　現在、防衛庁におきまして、各大学の研究機関に研究を依頼しておきますのは、兵器に関するものにつきましては、相手方の研究機関に御迷惑をおかけする場合も多いのでございまして、原則として依頼してお

か、繊維でありますとか、そういうようなものにつきましては、向うの方でも益するところがあるというので、きつつかえのないものについて若干依頼をしておるものがあつたように記憶いたしております。

○**福田政府委員** ただいまの御質疑の前段の問題であります、具体的問題として、東大工学部において何か問題があるように伝えられておりますけれども、これは、工学部において、潜水性の船の研究委託を外部から受けてこれを研究しておるわけでありまして、この研究が、将来船舶工学の一般の基礎科学に非常に益するところがあるという見解で今やっております。応用される場合には、あるいはタンカーとなり、あるいは貨物船となり、いろいろ各種の利益があらうという事でやっております、当該大学当局にお

次は、一般論でありますが、いかなる研究を大学の教室が委託を受けるかということは、その教室自体が本来の研究のひまがあるかどうか、余裕があるかどうかということで、自主的な判断をするわけにあります。あるいは教授会ででき、あるいはまた重要なものは協議会にかけるでございましょうけれども、現在の法制上、これは全くその大学におまかせいたしております。ただわれわれ常に見解を求められた場合には意見を申しますけれども、要するに、研究の自由を束縛するような制約のあるものはいけない、たとえれば、秘密を守れとか、あるいは特殊な利益を特殊な人だけに享有せしめなければならぬ、ということも、

ればならぬといったような制約を受けるような研究でありますれば、これは本来の大学の研究の自由公開性をそこなうようなものはいけませんけれども、それ以外のものでは、どういふところから御依頼を受けても、もとが基礎研究でありますから、応用すればどういふところに応用されるかわからない、基礎研究として有意義なものであるならば、依頼を受けてしかるべきであらうという見解は常に披瀝しております。

○小平(久)委員 われわれが懸念することは、その直接の研究項目というものが、これは見ようによれば一般的であり、見ようによればまた軍事的とも見えるという場合が実際問題として非常に多いんじゃないか。そういう場合に、せっかくある研究機関が、軍事的であるからとということ、一がい研究を拒否していくことはどうかというふうに感ずるのであります。そういう点について、ただいま御説明のあったような趣旨で、一つなるべく広く——これはいろいろ考えはありましようが、そう何もかも軍事的というふうに見えたらわれわれに、研究をやってもらうという方向でお進めを願いたいと思う。

それから、実は先ほど正力大臣とのお話なんです、今度この科学技術庁ができまして、技術庁の長官は、科学技術の研究に必要な重要事項は各省に勧告もできるといふ一条があるわけですね。一面、またせっかく科学技術庁を作つて、科学技術の振興をはからうという国の大方針からすれば、どうも今までの大学——特に大学教育ですが、もちろんその下にある高等教育なり、

あるいはさらに一般のいわゆる下級技術者の養成という問題ももちろん重要な問題で、これは労働省の問題だと思ひますが、いざにしても、国の大きな態勢からすれば、従来の大学における科学技術系統の学生の数が少い。たまたま指摘されますように、わが国では外国とまるで逆であつて、文科ばかりたくさんある。現に出て就職もできないような者ばかりいる。技術系統は需要に満たない。こういった状況がまああたりあるわけでありまして。今までの国の教育方針というものが、われわれからすれば、どうもはなはだ不満足なんです。せっかくこのような技術庁まで作らうという現段階にやつてきた方針というものは、私は即急に再検討するべきだといふふうに考へるのであります。文部省としては、今後の科学者、技術者の養成、そのための学校教育ということについて、ただいまどのような考えを持っておられるか、これを一つこの際承わっておきたい。

○稲田政府委員 現在、大学に在籍しておられる学生の推定について、いろいろな統計比率が世間でいわれておりますけれども、文部省で調査いたしましたところによりますれば、国公立全部を通じて、いわゆる文科系、法政系の学生は四〇%でございます。ただ私立大学等におきましては、御承知の通り、文科系の大学が比較的多いのでございますので、文部省におきましては、理科系の学部の充実拡張という点に極力をいたしております。現に、文部省の国立大学に毎年入学せしめます学生数は五万ござ

います。このうち二万三千は、中、小学校の義務教育職員の計画養成、次の一万七千が理工系、理・工・農・医・歯の系統でございます。最後の一万、五分の一が人文系でございます。この数でござんになりますように、文部省といたしましては、人文系以外の学生の充実拡張を極力考へております。経済振興五カ年計画等とも照応いたしまして、将来とも第二次産業、第三次産業等の要員ということにらみ合つていたしたいと思つております。ただ現在におきまして、就職の率は、人文系も理科系も、究極においては同様に七〇%余に達しております。将来は産業計画とにらみ合つて、極力計画したいと思つております。

○小平(久)委員 今ちょっと聞き落しましたが、文科系統が四〇%というのは、官公立の大学を通じて文科系統が四〇%だ、こういう意味ですか。

○稲田政府委員 お話の通りでございます。おそろく世間で言つておりますのは、教員養成あたりを全部人文系に勘定いたしましたり、あるいは家政学というものを全部人文系に入れます場合には、六〇%ないし七〇%が非理科系である、こう申しますけれども、正確に法経部門をとりますと、四〇%でございます。

○小平(久)委員 ただいまお話のうちの家政科というふうなものがどつちに入るか、私もよくわからぬが、そういうものまで入れて理工系統と言へば、だいたい比率が多くなるだろうと思ひます。少くも常識的に見て、科学技術というときに、家政科まで入れるのは……。(笑)そういうことを言うとは、しかしまた家政の方をやつておる

人にしかられるかもしれない。(笑)言うまでもなく、理科系統の教育というものは、費用もかかりましようし、私立大学は、それでなくても非常に困難のようですから、私立の学校に理工科系統の教育拡充を求めることは、実際問題としてなかなかむずかしいのではないかと。従つて、特に官立、国立で、その場合においては、こういう面にもつと一そう力を入れていただきたい、こういうことを要望しておきたいと思ひます。

それから、ついでに、防衛庁から来ておるから、ちよつと聞きたいのですが、何か最近新聞によると、日米技術協定ですか、これの交渉をしておるといふような話です。しかも、それは何かMSA協定に基いたものであるかのごとくであります。これはどんなふうなことを交渉しておるのですか。

○竹田説明員 日米の技術の交流の協定につきましては、MSA協定に基きまして、日米相互援助協定の第四條に、技術の援助をいたす規定が記載されております。これによりまして、技術援助を円滑にいたしますところの協定をするはずになつておりましたので、その後、研究、交渉を持ちまして、近く協定締結の運びになる予定でございます。これが締結になりましたら、直ちに国会の審議をわすらす段階に相なると存じます。

○小平(久)委員 私が尋ねておるのは、そんなことじゃない。協定ができれば、国会の審議をわすらすのは当然なことなんで、一体どういふ内容について交渉しておるのかという内容を聞いておるのです。

助を受けました装備品その他わが国の自衛力を増強いたします際に、装備品の技術が高いということは当然必要でありますので、それらの装備品を国産化したします段階になつて参りますと、そこに特許権でありますとか、実用新案権というやうな問題も発生して参るわけでございます。そういう面におきまします技術導入と申しますか、そういうものを円滑にいたしますためには、やはり個々のメーカーが米側の個々のメーカーと折衝をするということとは、非常に繁雜でもございまして、その間に米側と日本側で委員会のやうなものを作りまして、そこにおきまして技術の導入を円滑に話し合つて参らう、こういう点が大体の趣旨でございます。ただその際におきまして、米側に秘密の特許権がありますものにつきまして、それをわが国におきまして生産をいたしたいという場合におきましては、最小限度、米側におきまして秘密特許になつておるものは、こちらにおきましても、その取扱ひをいたして参りまさんと、そういう高度の水準の装備品の国産化がスムーズに参らないといふことに相なりますので、この点におきましても、秘密を保護しよう、こういう規定が大体この協定の骨子でございます。

○小平(久)委員 この協定には、アメリカからの資金的な援助、そういうものも何か含まれるんですか。

○竹田説明員 技術の交流の協定につきましては、資金的な援助云々は全然ございせん。ただこちらで装備品をもらひましたり、あるいはスペンフィケーションを米側からもらひまして、それを国産化したします場合に、どこ

のどういふ部分が特許権になっておるかという問題は、必ずしも明確でない場合がございまして、そういう場合に、米側の特許権者の権利を侵害したようなことが起りますと、その間補償という問題が起りますので、その点におきまして、経費の問題については、若干触れることに相なっております。

○小平(久)委員 あと一、二点だけ簡単に、この法案自体について最後に承わつて私は終りたいと思ひます。

この法案を通過いたしました私の受ける感じは、さきでできております原子力委員会と今度の科学技術庁との関係というものは、どうもはつきり私にはのび込みないんです。さきでできておる原子力委員会というものは、委員会法によりまして、単に総理府に置くこととありますが、国家行政組織法によると、委員会とか庁とかいふものは、府あるいは省の外局に置くんだということが明文にあるようです。原子力委員会とか外局なのか、いわゆる行政組織法でいう外局なのか、教えてもらいたい。

○賀屋政府委員 お答えいたします。原子力委員会は、総理府の付属機関でございます。

○小平(久)委員 そうしますと、付属機関というものと外局というものと、性格が私にはよくわからぬのですが、さきの総理府設置法でしたか、その改正によつて原子力局というものを作りました。そのときには、原子力委員会の庶務は、総理府の原子力局で行うというのが委員会法の中にもあつたようです。そうすると、総理府の外局たる科学技術庁の原子力局が、総理府の付属機関たる原子力委員会の庶務を行う、こういうことになるわけですね。一体こういう例はほかにもあるんですか。

○佐々木政府委員 こういう例はほかにもございまして、たとえば、たゞいま覚えておりますのは、国土総合開発審議会といったようなものがございまして、これは法律にのつてりまして設置された機関であります。総理府が所管いたしております。たゞしその庶務は、総理府の外局である経済企画庁がこれを行うというふうになっております。そういう点では、前例があります。

○賀屋政府委員 今、思い出しましたが、同じように、総理府の外局に置かれております海外移住審議会、これも総理府の付属機関でございまして、これらの庶務は大蔵省でやっております。このように、総理府本部の内部部局で必ず庶務をやらなければならぬというところではないのであります。

○小平(久)委員 そこで、今度です科学技術庁の原子力局、これは所管からいふと、もちろん科学技術庁の内部部局ということとははつきりしてあります。その局長なり勤める人は、一体科学技術庁の長官の指揮監督を受けるのですか。原子力委員会の指揮監督を受けるのですか。これは両方から受けるのかもしれないが、どういふことですか。どうも頭が二つあるような感じがしてしようがないのだが、そのところを御説明願ひたい。

○賀屋政府委員 原子力委員会は、先ほど申しましたように、付属機関でございまして、行政の実施権は持つておりません。従ひまして、原子力局の、たとえば局長に対して監督権を持つというふうな、いわゆる指揮命令の権限はございせん。原子力委員会の権限をいたしましては、あの法律にございしますように、決定いたしました。それを内閣総理大臣が尊重するとか、あるいは委員会が原子力利用に関する重要な事項について、内閣総理大臣に勧告をするというところでございまして、いわゆる身分上の監督とか、そういったことは、原子力委員会にはございせん。あくまでも、科学技術庁長官のものとあるものであります。

○小平(久)委員 どうも私の了解に苦しむ点は、原子力委員会の権限というものと、今度できる科学技術庁の権限というもののついで、明確にのび込みないのですが、たとえば、本法案の第四條の第十一号と、それから委員会法の第二條の第一号との関係です。本法案の第四條の第十一号では、特に断わり書きまでして、科学技術という意味は、原子力利用までも含むのだということがはつきりしてゐるのです。従つて、科学技術庁としては、原子力利用について、その基本的な政策を企画し、立案し、推進するのですか、企画し、立案し、決定するのですか、企画し、立案し、決定するのですか、このようにことになつてゐる。そうすると、実際問題として、一体科学技術庁というものと原子力委員会というものと、性格的にどう違ふのか、どうも私にははつきりしない。なるほど片方は基本的な政策といつてゐるし、片方は単に政策といつてゐる。それから片方は企画し、立案し、決定する。片方は企画し、立案し、決定する。こう言つてゐる。多少言葉も違ふので、何か違

うところがあるのだらうと思うのです。が、一体これはどう違ふのですか。

○野木政府委員 原子力に關しましては、原子力委員会設置法によりまして、原子力委員会の権限に属せしめられた事項について企画し、審議し、決定して、それを内閣総理大臣の方に勧告する。別に科学技術庁設置法によりまして、科学技術庁の方におきましては、同様に、基本的な政策を企画し、立案し、推進するといふことがありますが、行政的には科学技術庁の方でやるのであります。原子力委員会の方には、ただ決定して、これを内閣総理大臣に勧告するといふところの権限でございまして、どうも違ふところがある。

○小平(久)委員 そうしますと、違ふところは、要するに片方は決定まで、片方は推進するといふことで、そのところが違ふのだらうと思ふのだが、企画し、立案するといふのは、どちらも共通にやるわけですか。

○齋藤(憲)政府委員 法文上の解釈につきましては、いろいろ御議論もあらうと思ひますが、原子力委員会は、原子力基本法に制定せられてございまして、原子力に關しまして一切の問題を決定する権限をこで持つのであります。従ひまして、科学技術庁において決定した問題を行政面に移すといふのが、本来のあり方であります。しかし科学技術庁におきましても、原子力委員会と關係なく、やはり原子力問題についていろいろ企画、立案をいたしますけれども、これを推進するときは、基本問題に關しましては原子力委員会の承認を得なければできない。で

すから、私たちの考えをいたしましては、原子力の問題に關しましては、一切原子力委員会が決定まで行ふ、その決定をいたしたものを総理大臣が尊重して、これを行政に移すといふのが基本線であつて、原子力問題の一切に關しましては、あくまでも原子力委員会の決定を待つ、こういうふうに考えます。

○小平(久)委員 どうも今の齋藤政務次官の答弁は、私にはちよつと納得いかないのです。推進するにあつては、少くも原子力に關する問題は原子力委員会の決定を待たなければならぬのだ、これは將來のために非常に重大なことではないかと思ふ。先ほどの御説明にも關連しますが、われわれが原子力委員会法を審議してゐたときの了解では、原子力委員会といふものは、企画し、審議し、決定するのだ、しかしその決定したことを実行するかどうかは、内閣の責任においてやるのだといふことなのです。従つて、今の御答弁からすると、少し違ふのではないかと気がするのです。なるほどこれは審議し、決定されたものであつても、今度できる役所が推進するといふときには、何も必ずしも決定通りでなくとも、極端に言へばよろしいのだ、一々原子力委員会の承認がなければ、何ら推進もできないのだといふのは、ちよつと違ふのではないかといふ気がするのです。

○齋藤(憲)政府委員 原子力委員会を設置いたしました根本の考え方は、原子力の研究、開発及び利用に關する行政の民主的な運営をはかるために、総理府にこれを置くといふことであります。それでございまして、原子力問

題は、原子力の問題に關しましては、一切原子力委員会が決定まで行ふ、その決定をいたしたものを総理大臣が尊重して、これを行政に移すといふのが基本線であつて、原子力問題の一切に關しましては、あくまでも原子力委員会の決定を待つ、こういうふうに考えます。

○小平(久)委員 どうも今の齋藤政務次官の答弁は、私にはちよつと納得いかないのです。推進するにあつては、少くも原子力に關する問題は原子力委員会の決定を待たなければならぬのだ、これは將來のために非常に重大なことではないかと思ふ。先ほどの御説明にも關連しますが、われわれが原子力委員会法を審議してゐたときの了解では、原子力委員会といふものは、企画し、審議し、決定するのだ、しかしその決定したことを実行するかどうかは、内閣の責任においてやるのだといふことなのです。従つて、今の御答弁からすると、少し違ふのではないかと気がするのです。なるほどこれは審議し、決定されたものであつても、今度できる役所が推進するといふときには、何も必ずしも決定通りでなくとも、極端に言へばよろしいのだ、一々原子力委員会の承認がなければ、何ら推進もできないのだといふのは、ちよつと違ふのではないかといふ気がするのです。

○齋藤(憲)政府委員 原子力委員会を設置いたしました根本の考え方は、原子力の研究、開発及び利用に關する行政の民主的な運営をはかるために、総理府にこれを置くといふことであります。それでございまして、原子力問

題は、原子力の問題に關しましては、一切原子力委員会が決定まで行ふ、その決定をいたしたものを総理大臣が尊重して、これを行政に移すといふのが基本線であつて、原子力問題の一切に關しましては、あくまでも原子力委員会の決定を待つ、こういうふうに考えます。

○齋藤(憲)政府委員　これは、例に当るかどうかわかりませんが、原子力委員会会で非常に大きな構想を打ち立てて、これをやれといつても、原子力局ではそれを実行する予算も何もない、技術も伴わないという場合には、やむを得ない問題が出てくると思います。しかし、やり得る範囲内における原子力委員会会の決定は、総理大臣は尊重しなければならぬ。

の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整を行うこと。とうたっており、委員会法の方では、非常に広く書いてある。ところが今度だんだん狭まってしまつて、委員会法では、「関係行政機関の」と、これだけで終っているの

する関連性の御質問のようでござい
ますが、これは相見合った条文でござい
ますが、いまして、原子力局に原子力に
関する予算というものはつくわけでござ
います。しかし実際問題といたしまして
は、原子力局において、原子力一般に
関する予算の総合的見積り、調整をや
る。しかしながら、原子力委員会の承
認しないものは要求することはできな

科学技術庁の原子力局が扱ふのたといふ明文があるのです。しかも原子力委員会
の権限、任務というのですか、その
範囲のことは——ですから少くとも
庶務的なものは、全部原子力局がやる
のだろう。それがどうも内容が違ふと
いうのは、われわれには解せない。こ
れは齋藤政務次官の実験論はよく承
わっておりますが、法律の専門家から

いうことで、その後の研挙によつて幸しく作ります場合には、これの内容を詳しく列記した、こういうふうにお読みをいただきたいと思うのであります。さらに、「経費の見積及び配分計画に関すること」と書いてあります。て、第八条には、「配分計画に関すること」という文字が抜けております。これは、第八条は、原子力関係以外の

一般科学技術に関する予算の総合調整と実際はやり方が違ふわけでございます。閣議決定によつて、昭和三十一年度以降におきましては、御承知の通り、原子力法のここに掲げている経費については、原子力局に一括計上して、これを必要に応じて関係行政機関に移しかえをして支出をする、そういう方針をとるという事は、内部的には決定をしておりますが、法文の書き方としては、技術的にいろいろ問題がありまして、検討いたしました結果、一般の科学技術関係と同様の表し方をしたいということで、前の第七号第三号に出ておりますところと同様の書き方をいたしましたわけでありまして、そういうことと、一般の科学技術について予算の総合調整をいたします場合と、原子力関係の予算の総合調整をいたします場合に、両方共通して行います段階のところまでをこの法文に表わそうということと、それはどこまでかというところを検討いたしました結果、この「経費の見積りの方針の調整」、ここまでは原子力利用についても、一般科学技術についても、つまり原子力利用関係の経費を一括計上いたします場合にも、経費の見積りの方針の調整という段階は、必ずあるわけでありまして、そこまでは共通の面といたしまして法文に書き、あとはその他の条文なり閣議決定により、実行上は、原子力につきましては一括計上、移しかえをする、こういう考え方で法文を作ったわけでありまして、そこで、一括計上、移しかえは、そういう関係で、閣議決定の要綱に従つて、三十二年度から実施いたすわけでありまして、一括計上してそれを移しかえて、その移しかえを受

けた関係行政機関が、配分をどういうふうな計画に従つてやるかといった配分の計画につきましては、原子力委員会のほうは、先ほども読みました第二号第三号によりまして、そういう配分計画につきましても、企画、決定することが明文上できるわけでありまして、それを受けて、原子力局が、配分の計画につきまして、実施をしなければならぬという場合には、どうするかという点につきましては、私どもの考えといたしましては、第八号の原子力局の所掌事務の最後のところの十三号に、「前各号に掲げるもののほか、原子力利用に關し他の行政機関の所掌に屬しない事務に關すること」ということで、第一号から第十二号まで大体原子力局の行政につきましても、これに漏れませんでしたものは、広く第十三号で読みまして、他の行政機関の所掌に屬しないものをここでやるということと、配分計画につきまして、原子力委員会の決定いたしましたことを実行に移すことも、原子力局が、第三号に書いてないから絶対にできないという解釈にはならないのでございます。

○小平(久)委員 今の説明、詳しいことは、そういうことかもしれませんが、少くもこの設置法を通じて受ける印象は、先ほどもお話をいたしました、原子力委員会というものは、とにかく実施の機関じゃないのだ、こういう建前ですが、原子力委員会の設置法においては、「経費の見積及び配分計画」は、こゝろはつきりうたつてある。ところが、今度の科学技術庁設置法では、経費の点だけをとりましても、経費の見積りの単なる方針なんです。実施官

庁である今度の科学技術庁の方は、単なる経費の見積りの方針というだけであつて、配分の方は全然割つてしまつて、今の説明によると、配分の方はその他大蔵省の組、十三号に入るのだという御説明のようだが、配分計画をどうするかということが、もともと科学技術庁を作るとき一番大きなねらいである。配分がうまくいっていないということが大抵いかに。配分を適正にやつて、科学技術行政の全般を調整しようというのが、もともと今度の役所を作るねらいだと思ふ。だから、予算の単なる方針ばかりでなく、予算そのもの、経費そのもの、配分そのもの、切つても切れないもの、だろふと思ふ。一番最重点ともいふべきものと思ふ。それを、その他大蔵省の組で処理すればできるのだというふうなことは、ちよつといかがかと思ふのである。重ねて御説明をお願いしたい。

○賀屋政府委員 事柄としてはお説の通りでございますが、きつめて重要な事柄であらうかと思ひますが、今申しましたのは、法律を作りました考え方を申し上げたのでありまして、先ほど申しましたように、原子力関係の経費につきましては、ここに書いてございまして、各々が一応経費の見積りを作るわけでありまして、その方針を調整いたします。そこまでは書いてあるわけでありまして、その段階にとどまらずに、閣議決定に基づきまして、三十二年度以降は、現実に大蔵省に要求を出しますこと自体を原子力局でいたします。その予算がつきますのは、原子力局につくわけでありまして、従ひまして、原子力に関する限り、この予算の総合調整は、非常に強度の調整をやるといふことになっております。従ひまして、予算の成立いたしましたあと、配分計画というものは、当然自分のところに予算をつけます際に、すなわち大蔵省に要求いたします際に頭に置いて、当然この要求が作られることであらうと思ふのでございまして、実際に大蔵省がそれを原子力局の予算につけたときは、総合調整をいたしまして、その頭でもって各省に移しかえるわけでありまして、配分に関する計画というものは、実質から申しますと、当然、今申しました予算の総合調整の中に、内容的に含まれておるといふふうにも考えられるのであります。法律的に、それでは言葉が出てこないで不都合でないかというお説が出来ますれば、それは十三号で拾つてあるから、法律的に絶対にできないのはないといふことを申し上げたのであります。当然、実質的に申し上げまして、自分のところに予算がつきまして、それを移しかえる。移しかえという行為を行いますときに、当然、配分の計画というものは頭に置いて移しかえることにならう、こう考えられますので、しいて「配分計画に關する」という文字がなくても差しつかえないのではないかと、こういうことであります。

○小平(久)委員 その点はこの程度やめますが、どうも今の御説明は納得できません。最も中心のところを――むしろ方針などというものを――委員会がやればよいのに、まるで逆で、事務局というべきものが方針をきめて、今度は最後の決定機関の方がむしろ予算そのもの、経費そのもの、あるいは配分そのものを決定するところになって、まるで委員会と事務局との任務が逆に

うたつてあるような気がするのです。これは一つな御研究してみ下さい。私は非常にそういう感じがするわけでありまして。

時間がたちましたから、もう一点だけやめますが、今度の設置法を見ますと、科学研究機関に科学研究官を置くことになっておる。大へんいい制度だと思ふのですが、こういう制度は、他の役所にある研究機関、こういうものにも順次及ぼすお考えなのか。

それからもう一点は、顧問、参事という制度もあるようですが、また科学技術審議会というものもある。さらに一方には、原子力委員会というものもある。この原子力委員会と科学技術庁との権限についても、先ほど来私が申す通り、明確な欠点があると思ふのだが、科学技術審議会と原子力委員会というものがどういふ関係になるのか、科学技術には、原子力を含まないのか、断わり書きはないが、ばく然とここだけを見ると、原子力までも含むやうなふうにもとれるのです。これはまた屋上屋です。顧問はできるわ、参事はできるわ、原子力委員会はあつた、第一条に科学技術行政事務を能率的に遂行するために作るのだと冒頭にうたつておるが、どうも権限の明確ならざる役所があつちにもこつちにもあつて、あまり能率的な運営ができな

のではないかと、この点を私はむしろ恐れるのです。その点についても、一つ御所見を承わつておきたい。これで私の質問は終ります。

○齋藤(憲)政府委員 いろいろなむづかしい御質問で、私にうまくお答えで

きるかどうかわかりませんが、もしうまくいきませんでしたら、専門家にお答え願います。

この科学技術というものの範囲は、広義に解釈いたしますと、無限大の範囲を持つておりますが、とにかく行政といたしましては、先ほどお答えを申しました通り、なるべく国家緊急の問題にしばっていくという構想でいかなければならぬと思います。その際、先ほど申し上げました通り、原子力委員会は、事、原子力平和利用を重点として考えなければならぬ問題に對しては、これは主となつて決定をいたしますが、しかし原子力平和利用と他の科学技術との関連におきましては、原子力委員会のわずかのメンバーだけでは、これを完全に考察し、遂行することができないかもしれないというおそれもございますので、まず科学技術審議会というものを設けまして、これは一般の学識経験者とか、いろいろな人をこへ入れてもらつて、原子力平和利用と他の一般産業との関連というふうなものに對しても審議をしていただく必要があると思つております。と同時に、審議官等を特に設けました理由は、審議官をして、今日の各省に分散しております科学技術試験所、研究所の実態を調査してもらうとか、または日本としてはいかなる科学技術の行政を重点的に行うのが正しいやり方であるかという一つの審議をして、長官を助けてやつてもらうなければならぬ。さらにその下に調査官というものを設けますのは、各部門別に分れた調査をやりまして、そうして審議の資料に資する。また各研究所には研究官というものを設けまし

て、その研究の動向の誤りなきように連絡をとつて、全般的な視野から、その研究のあり方を正當な道にあげていかなければならぬ、そういうふうな考えられるのであります。

さらにその上に、顧問、参与等、屋上屋を架するがごとき制度があるが、これは非常に複雑になりはせぬかというところで、この顧問、参与は、非常勤でございまして、国家の大勢から、最も練達堪能の士を常勤として、科学技術庁の職員として置くということもできないので、こういうところ、さらに万全を期する意味において、非常勤制度による顧問、参与というものを設け、科学技術の行政に万全を期したい、こういう構想でお願いしたいと思つております。

○小平(久)委員 今の点で、明確にしておかなくてはならぬと思うのは、この科学技術審議会ですか、これは今の説明がよく聞き取れなかつたが、原子力問題までも扱うんですか。

○齋藤(憲)政府委員 もちろん科学技術審議会の審議の過程には、原子力問題も出てくると思つております。それですから、原子力問題を除くということでは、現実の問題としてこれはできないのであつて、先ほども申し上げました通り、原子力の平和利用という観点からは、原子力委員会が立案決定する権限を持つてゐるのでございます。こういうものが、他の産業との関連においてどういう影響を持つかというふうな点に對しましては、科学技術審議会において、これは審議機関でございまして、当然審議をしてもらふ必要が生じてくる、さうに考えます。

○小平(久)委員 それは、そういう考へ方もありましょうが、原子力委員会の方には、何か参与とか専門員とか、いろいろできるという話でした。そうすると、原子力は重要な問題だから、各方面の意見を漏れなく聞くことは、けっこうですが、少くとも制度的に、科学技術庁の関係ではこういう審議会もある。顧問もある、何もある、また委員会の関係においても、名前は何か知らぬが、これまた同じような顧問とか参与とか、いろいろなものできてくるとなると、しかしあまりにも複雑で、それで一体運営ができますか。これは大臣が両方兼ねるのだから、むしろ大臣にお聞きしますが、それはどまでに行ふことが、果して能率的な運営をするための組織かどうか、大いに疑問を持つが、どうですか。

○正力國務大臣 今の説、これは全く同感であります。ほんとうにそうです。ただし、制度として万全を期するためにこういうものを置いただけですが、この点は、なおよく研究します。

○有田委員長 それでは、本日はこの程度といたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時五十七分散会

昭和三十一年二月二十五日印刷

昭和三十一年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局